

令和2年  
11月号

# 濱田会計事務所通信

令和2年11月1日発行 Vol.39

年末調整の用紙が配布される時期となりました。提出する書類は、以前は原則2枚でしたが昨年から3枚になり、今年はその3枚目がさらに分かり辛いものになっています。裏面に書き方の詳細が書いてありますが、読ませる気がないので…?と思うくらい小さな字で書かれています。

今年はコロナ禍の影響で、年末調整説明会は中止です。

昨年に比べて基礎控除の遞減（所得が2400万円超の方が対象）や寡婦控除の改正（未婚のひとり親の方が対象）などが変わっていますので、対象になりそうな方はご注意ください。

## 「収入」と「所得」の違い

年末調整の際に提出する書類には「収入」と「所得」を記載する欄があります。ごく当たり前の様に記載欄がありますが、専門知識のない方には違いが分かりづらいのではないかと思います。

「所得」とは税法独特の表現のように思います。簡単に解釈するならば「もうけ」といえます。 「収入」と「もうけ」が、どのように違うのか仕入販売をしている個人事業主を例にとると

「収入（売上高）」 - 仕入れや家賃などの経費 = 「もうけ（所得）」となります。

ではサラリーマンのように給料をもらっている方（給与所得者と言います）ではどうでしょうか。 給与所得者は、給料という「収入」を得ています。本来は個人事業主のように必要経費を引いた後の金額が「所得」となるはずですが、ほとんどの給与所得者の方は自分で必要経費を計算したことはないでしょう。必要経費を計算しないで給与所得者の方は「収入」 = 「所得」となりそうですが、そうではありません。

給与所得者の方であっても何らかの必要経費はあるはずです。

例えば仕事をするためのスーツであったり、カバンであったり、資格取得費等です。

しかしながら納税者のほとんどの方が給与所得者のため、それぞれ自分で計算をして申告したり、その申告書を役所側が受理すると、社会的に膨大なコストがかかってしまいます。そのため所得税法では給与所得に対しては、これぐらいの収入ならばこのくらいの必要経費がかかっていると仮定して、自動的に給与収入から引ける控除があります。これを給与所得控除といいます。

給与所得控除の額は給与収入から自動的に計算される為、ご自身で計算する必要はありません。

給与所得控除は最低でも55万円になりますので、給与収入が55万円以下の人の給与所得は0円になります（マイナスにはなりません）。給与所得控除の額は、実際にかかったであろう必要経費の額よりも予め多めに設定されています。

あまりにも多めに設定されているため、年々少しずつ減少しています。

給与所得者の方はこの給与所得控除を引いた後の金額が所得となりますので、収入と所得の違いに気を付けながら年末調整関連書類の記載をお願いします。

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40%-100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%+80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円（上限）



## 姫路市産業デジタル化支援補助金

### ■対象者

姫路市内に本社（個人事業主にあっては、主たる事業所）を置く、中小企業者及び個人事業主。

### ■対象事業

以下の(1)～(3)のいずれかの区分に該当する事業。交付決定後に着手した事業が対象となります。

#### (1) 働き方改革

テレワークの導入、ウェブ会議システムの導入、遠隔業務支援システムの導入等

#### (2) 非接触型サービスの導入

電子商取引（EC）の導入、キャッシュレス決済の導入、タッチパネル注文システムの導入等

#### (3) 生産性の向上に係る取組

人員管理システムの導入、生産性向上に資する情報システムの導入、在庫管理システムの導入等

### ■対象経費

機械装置・システム構築費、設備機器等購入費（カメラ機能付きノート型パソコン、タブレット等）、電子商取引を導入するための経費など

なお、デジタル機器の購入やサービスの提供等については、原則として姫路市が指定する姫路市内に事業所のある事業者からのものに限ります。

### ■補助金額

#### (1) 補助率 対象経費の4分の3（1,000円未満は切捨て）

#### (2) 補助金の上限額 従業員数により、補助金の上限額は以下のとおりです。

・従業員1人の場合 15万円 ・従業員2人の場合 30万円

以下、従業員1人増えるごとに15万円上限額がアップ

### ■募集期間

令和2年11月20日（金）から令和3年2月1日（月）まで

詳細は姫路市役所ホームページよりご確認下さい。

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000014157.html>



## 事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



事務所へお車でお越しの方は、駐車場は一部契約のため、斜線部分に駐車をお願い致します。

**浜田会計事務所**  
HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

浜田会計事務所  
〒670-0053  
兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13  
TEL: 079-229-9041  
Fax: 079-229-9049  
E-Mail: info@hamadakaikei.jp  
URL: http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、  
相続のこと・・・  
一緒に考えましょう！

